

所得税の予定納税と減額申請

個人が、その年の所得税の一部として税務署から通知を受けた金額を、指定された期日までに納める「予定納税」という制度があります。この制度の概要と、通知を受けた金額を減額してもらう制度についてご案内します。

予定納税

(1) 予定納税とは

税務署から通知を受けた金額を、その年の所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）の一部として納付する制度を、「予定納税」といいます。

この通知は、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の6月15日までに税務署が書面により行います。

(2) 納付する回数と納期

通知を受けた金額は、原則として7月と11月に納めます。1回あたりの納付額は、予定納税基準額の3分の1相当額です。

本年分の納期は、以下のとおりです。

納期	
第1期分	2021年7月1日～8月2日 (振替納税日は8月2日)
第2期分	2021年11月1日～11月30日 (振替納税日は11月30日)

予定納税基準額

予定納税基準額は、原則、次の要件すべてに該当する人は、前年分の申告納税額となります。

- 前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下、除外所得の金額）がないこと

- 前年分の所得について、外国税額控除の適用を受けていないこと
- 前年分の所得について、災害減免法の規定の適用を受けていないこと

他方、該当しない人は、次の算式により計算した金額となります。

(前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額)^{*1}
－ 源泉徴収税額^{*2}

- (※ 1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。
(※ 2) 除外所得の金額に係るものは除く。

予定納税の減額申請

廃業や休業あるいは業況不振などにより、その年の所得金額や税額を見積もったときに、予定納税基準額よりもその年の所得税が少なくなる場合は、申請をすることで、通知を受けた金額から減額してもらうことができます。これを「予定納税の減額申請」といいます。第1期分から減額してもらうには、6月30日の現況で見積もり、7月15日までに申請をします。

*My K o m o n ニュースレターより引用

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経済状況が続いています。前年よりも業績が悪化すると予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

2021年7月 ～お仕事備忘録～

7月は、社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は事前取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月12日までです。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！
◎何でも質問OKです！

日程 2021年7月16日（金）

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5社様】

*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山

申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*6月7日（月）6月誕生会

6月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Blog



Facebook



HP



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : soumu@ideasoken.jp